

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）63条の規定に基づく返還金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和3年1月26日付けの費用返還決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）で行った法63条の規定に基づく返還金額決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分が違法又は不当であると主張し、その取消しを求めている。

大腸癌の摘出手術も回復し、コロナの緊急事態宣言により途絶えていた仕事も9月から始まり、更に新しい職場も決まり12月に初月給で、11月の時点で保護停止が決まっていたにも係らず予定より1ヶ月早く振り込まれた年金遡及分を全額差し出せということに不公正を感じます。予定通り令和3年1月より初支給されていたら請求されていなかったでしょう。そもそもこの年金は就職活動をするので調査したら、法改正されて在学を理由に受給資格を得たも

のです。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和4年3月1日	諮問
令和4年5月23日	審議（第66回第3部会）
令和4年6月20日	審議（第67回第3部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

##### (1) 保護の補足性及び保護の基準

法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費は、上記保護の基準に従って、要保護者各々について具体的に決定されるものであるとされている。

##### (2) 収入の認定

ア 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。)第8・3・(2)・ア・(7)によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、恩給、年金、失業保険金その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第8・1・(4)・アによれば、厚生年金保険法、国民年金法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

### (3) 費用返還義務

ア 法63条によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

イ 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。)1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされ、「ただし、全額を返還対象とすることによって当該被保護世帯の自立が著しく阻害されると認められる場合は、次に定める範囲の額を返還額から控除して差し支えない」とし、上記の「次に定める範囲の額」として、「当該世帯の自立更生のためのやむを得ない用途に充てられたものであって、地域住民

との均衡を考慮し、社会通念上容認される程度として保護の実施機関が認めた額。ただし、以下の用途は自立更生の範囲には含まれない。(ア)～(エ) (略)」等を挙げている(以下、この自立更生費の控除を「自立更生免除」という。)

また、課長通知1・(2)によれば、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、上記の取扱いと異なり、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮して、厳格に対応することが求められるとされており、被保護者に対し、「真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと」(課長通知1・(2)・(ア)・③)等について説明しておくこととし、「当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。」(同・(イ))とされている。

ウ なお、課長通知1・(2)・(ウ)によれば、遡及受給した年金収入に係る法63条の規定に基づく費用返還の取扱いにおいて、「資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。」とされている。

エ 東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」(以下「運用事例集」という。)問11-4によれば、資力がありながら保護を受け、廃止後に資力が現実化した場合においても、支給した保護費の範囲内でその費用を返還させるとされ、その返還対象額については、保護廃止後

に受給した年金収入のうち、返還対象となる資力の額と支給済み保護費とを対比した上で算定することとなるとされている。

- (4) 次官通知、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。また、運用事例集における上記取扱いは、法の解釈・運用を示すものである。

## 2 本件処分についての検討

- (1) 請求人は、処分庁により保護が開始された当時から、既に老齢厚生年金を受給する権利を有していたことが認められる。その場合、法4条1項の規定の趣旨からすれば、本来は、年金受給が可能な時期に速やかに裁定請求を行って、当該年金収入を最低限度の生活を賄うために活用すべきであり、保護は、当該収入及び他の収入・資産の活用によってもなお最低限度の生活維持に不足する部分についてのみ実施すべきものである。

そして、本件年金については、令和2年12月に至って、平成30年5月分から令和2年11月分までの間に支給事由が発生した分（定期支払分を含む。）が一括して支給されたことが認められる。

上記事実を踏まえ、処分庁は、請求人において、法63条の規定が定める「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたとき」に該当するとして、本件処分により、保護開始時である令和元年10月から令和2年10月までに、請求人に過大に支給された保護費の範囲で、本件返還額を決定したものと認められる。

そして、法63条の規定は、被保護者に対して最低限度の生活を保障するという保護の補足性の原則に反して保護費が支給された場合に、支給した保護費の返還を求め、以て生活保護制度の趣旨を全うしようとするものであるから（東京高等裁判所平成25年4月22日判決・訟務月報60巻2号381頁）、処分庁が、本

件年金について、上記のとおり法63条の規定を適用して本件処分を行ったことに、違法又は不当な点はない。

(2) 本件処分による返還金額

本件処分による返還金額を決定するに当たって、処分庁は、別紙「返還額算定表」のとおり、返還金額を算出したことが認められる。すなわち、各返還対象月（令和元年10月から令和2年10月までの各月）において、資力総額（本来返還額）が当該各月の支給済保護費を上回る場合は、支給済保護費に相当する額を返還金額とし、資力総額が支給済保護費を下回る場合は、資力総額に相当する額を当該各月の返還金額としていることが認められ、当該各算出の方法は、上記1の法令等の定めに照らして適正なものといえる。

また、遡及して受給した年金に係る自立更生免除については、定期的に支給される年金との公平性を考慮して、厳格に対応することが求められているところ（上記1・(3)・イ）、処分庁は、請求人から事前を買替要望等の相談を受けていなかったこと、後に保護廃止を申し出るなど請求人が自立に前向きであった状況から、本件については、自立更生免除に該当しないと判断したことが認められる。

したがって、本件処分の返還金額の算定は、上記1の法令等の定めに則った適正なものであるといえ、また、違算も認められない。

(3) 小括

以上によれば、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、第3のとおり、本件年金の遡及支給が保護停止後の令和3年1月から支給されていたならば、返還請求はされなかった旨主張しているものと解される。

しかしながら、課長通知1・(1)によれば、法63条に基づく費用返還の取扱いについて、「法63条に基づく費用返還については、原則、全額を返還対象とすること」とされているところ、保護停止又は保護廃止になった後に、年金受給を開始し、保護受給中の扶助費が過大に支給されていたことが判明した場合は、処分庁は、保護受給中に判明したときと同様、支給した保護費の範囲内でその費用を返還させることとなっており、返還対象額については、保護廃止（停止）後に受給した年金収入のうち、返還対象となる資力の額と支給済保護費とを対比した上で算定することとなることから、本件年金が令和3年1月から支給されたとしても、法63条に基づく費用返還は行われるものである。

したがって、請求人の主張には理由がないというほかはない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

羽根一成、加々美光子、青木淳一

別紙（略）